**平成２８年（フ）第１１７３号**
大阪府四條畷市南野２丁目14番12号
破産者　伊勢田秀樹
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１２９４号**
大阪市東住吉区住道矢田１丁目21番22号サンハイツファミリー101、開始決定時大阪市東住吉区住道矢田８丁目８番25号
破産者　山岸　広美
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１５０２号**
福岡県糸島市前原駅南１丁目３番22号
破産者　泉岡　良春
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１７６４号**
大阪市住之江区御崎１丁目２番25―601号
破産者　横尾　勝文
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２１１８号**
大阪府茨木市星見町10番19号　二階堂ハイツＢ棟　101号
破産者　乗松　幹雄
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２１６６号**
大阪市淀川区西中島４丁目８番27号　ＦＬＡＴ34新大阪南1001号
破産者　岩村　俊樹
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２２７２号**
神戸市長田区大橋町10丁目１番27―604号
破産者　上條　洋亮
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２２７３号**
大阪府枚方市上島町４番８―327号
破産者　上田　浩二
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２３０８号**
大阪市福島区吉野５丁目９番51号　ル・アーブル吉野　501号
破産者　森川ひろ子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２３５４号**
大阪府東大阪市玉串町東２丁目４番42号グランドールマスダ206号
破産者　コフジ製作所こと　近藤　義文
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０７４号**
大阪市此花区酉島４丁目１―20リバーサイドヒルなぎさ街3304号、開始決定時の住所堺市堺区向陵東町３丁８番１―2005号
破産者　桝井　則正
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第３８１号**
堺市堺区楠町３丁４番７号、住民票上の住所堺市堺区八幡通１丁９番地３
破産者　德永　宏美
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第８９号**
岡山県真庭市上河内652番地５
破産者　河﨑　　貢
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２７年（フ）第９０号**
岡山県真庭市上河内652番地５
破産者　河崎美智子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２８年（フ）第６号**
岡山県美作市大井が丘700番地268
破産者　峯平　晃行
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

**平成２７年（フ）第８５７号**
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘66番23号　201（開始決定時の住所）広島県安芸郡府中町浜田３丁目９番９―1102号
破産者　岩永　雄二
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２０４号**
広島市西区天満町８番10号
破産者　岩本倫忠こと岩本朋成こと　李　　朋成
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第４０号**
北海道小樽市桜５丁目13番20号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目25番20号
破産者　及川　章仁
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２８年（フ）第２７号**
青森県弘前市大字末広５丁目６番地４　チャティハウスⅡ―102号
破産者　坂本　裕美
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部